

令和4年2月10日

会員事業者 各位

一般社団法人秋田県ハイヤー協会

## 新型コロナウイルスによる需要低下に伴う休車の特例措置について

いつもお世話になっております。

東北運輸局から、標記について事務連絡が改正されましたので、お知らせいたします。

### 【主な改正内容】

- ① 臨時休車制度を本年3月末で廃止する。（延長しない。）※1
- ② 臨時休車の復活の期限を令和6年3月31日まで延長する。※2

（注）休車を続けてきた車両を復活させる際は、4月1日以降であっても従来どおり、復活車両の記載を除いたリストを提出することになっています。

※1 特例措置に基づく休車（臨時休車）を活用する車両数に大きな変動が見られなくなったため。

※2 復活期限内に登録を行わないときは、「減車」したものとみなされます。